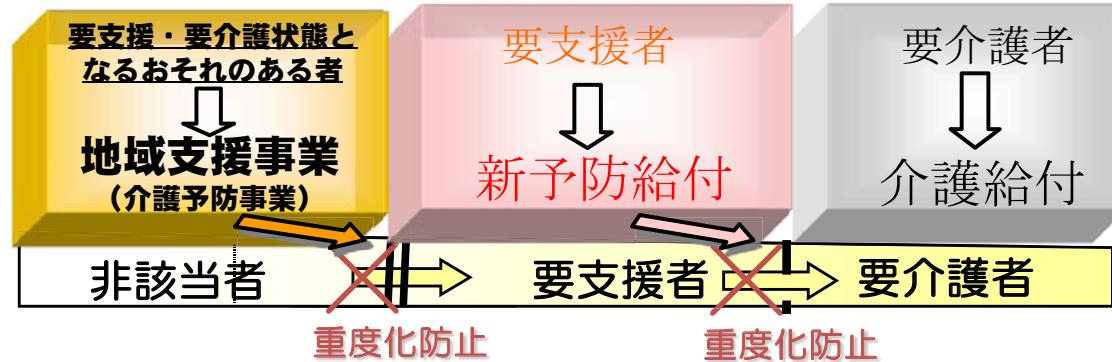


3. 地域支援事業の在り方

- ・ 介護予防事業の見直し
- ・ 地域包括支援センターの現状と課題
- ・ 地域包括支援センターを巡るこれまでの主な議論
- ・ 地域包括支援センターの機能強化に当たっての論点

地域支援事業の内容

要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村において「地域支援事業」を実施。



地域支援事業の事業内容

(1) 介護予防事業

ア 2次予防事業

2次予防事業の対象者に対する事業

- ・ 2次予防事業の対象者把握事業
- ・ 通所型介護予防事業
- ・ 訪問型介護予防事業
- ・ 介護予防特定高齢者施策評価事業

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。（公費負担割合は、居宅給付費と同様に、国：都道府県：市町村 = 2 : 1 : 1）

イ 1次予防事業

各市町村における全ての第1号被保険者を対象とする事業

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業（ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成・支援 等）
- ・ 1次予防事業評価事業

(2) 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント業務

イ 総合相談支援業務（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）

ウ 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）

エ 包括的・継続的マネジメント支援業務（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言等）

(3) 任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

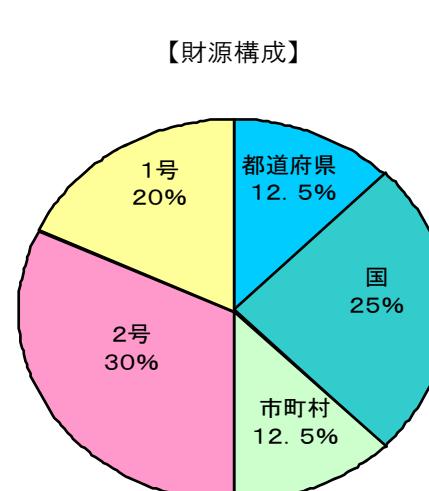
地域支援事業の事業費

市町村は、介護保険事業計画に定める地域支援事業の内容、事業費を定める（政令で介護給付費に上限（介護給付費に対する割合）を規定）。

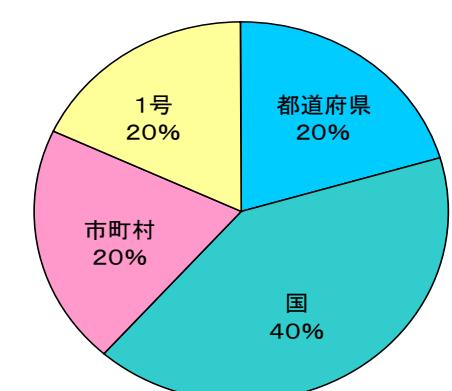
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域支援事業	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内
介護予防事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
包括的支援事業 +任意事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内

地域支援事業の財源構成

介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。（公費負担割合は、居宅給付費と同様に、国：都道府県：市町村 = 2 : 1 : 1）

介護予防事業の概要

- 要介護状態等ではない、高齢者に対して、予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業として、市町村が実施。
- 事業は、要介護状態等となるおそれのある高齢者とその他に分類してサービスを提供している。
- 平成22年度予算額 176億円（国費ベース）

一般高齢者への施策

【対象者】

高齢者全般

【事業内容】

- 介護予防普及啓発事業
 - ・講演会等開催
 - ・パンフレット作成 等
- 地域介護予防支援事業
 - ・ボランティア育成
 - ・自主グループ活動支援 等

介護予防事業対象者への施策

【対象者】

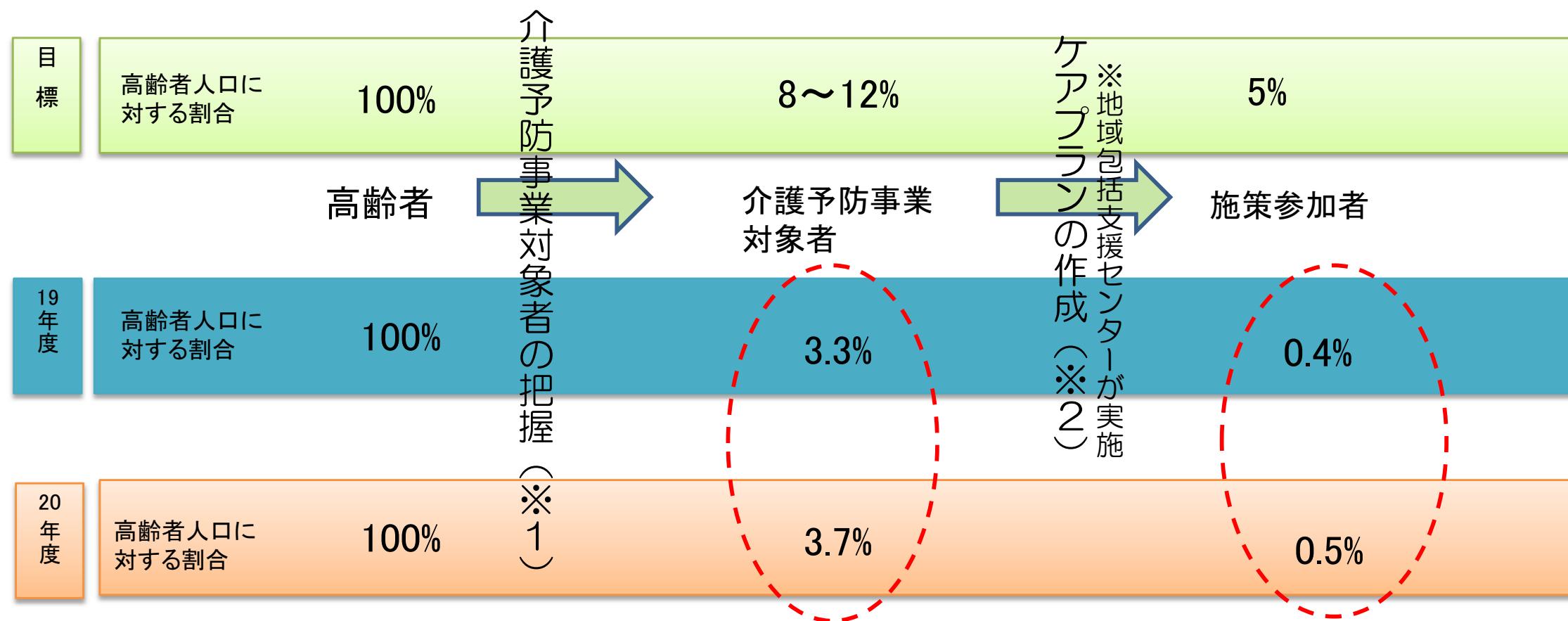
要介護状態等となるおそれのある高齢者

【事業内容】

- 通所型介護予防事業
 - ・運動器の機能向上プログラム
 - ・栄養改善プログラム
 - ・口腔機能向上のプログラム 等
- 訪問型介護予防事業
 - ・閉じこもり、うつ、認知症への対応
 - ・通所が困難な高齢者への対応 等

介護予防事業の課題

- ハイリスク者の把握が不十分、健診に要する費用負担大。
- ケアプランに係る業務負担大、地域包括支援センターの本来業務が不十分。
- 魅力あるプログラムの不足、事業の参加率が低い。

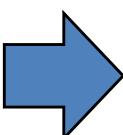


介護予防事業の見直しについて

※本年8月6日付けで見直しを実施

課題

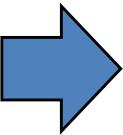
ハイリスク者の把握が不十分
健診による把握に要する費用負担大



内容

介護予防事業については、例えば、対象者の選定方法を健診に代えて高齢者のニーズを把握するための調査を活用する方法に見直す、事業内容をより高齢者のニーズに合ったものに見直すなど、事業の効率化、充実を図ることとする。

ケアプランに係る業務負担大
地域包括支援センターの本来業務が不十分



介護予防事業におけるケアプランについては、必要と認められる場合に作成できるものとし、ケアプラン作成の必要がない場合には施策前・施策後に事業実施担当者と情報共有することにより替えることができるとしているなど、事業の効率化を図ることとする。

特定高齢者の名称を変更

特定高齢者→二次予防に係る対象者

各市町村で使いやすい(高齢者が事業に参加しやすい)通称の使用を推奨

地域包括支援センターの業務

:包括的支援事業(地域支援事業の一部)

:介護予防支援(保険給付の対象)

総合相談・支援事業

住民の各種相談を幅広く受け付けて
制度横断的な支援を実施

虐待防止・早期発見、
権利擁護

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言
- ・地域でのケアマネジャーのネットワークの構築

介護予防支援

要支援者に対するケアプラン作成
※ ケアマネ事業所への委託が可能
(ケアマネ1人当たり8件が限度)

多面的(制度横断的)支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス	ボランティア
ヘルスサービス	成年後見制度
地域権利擁護	民生委員
医療サービス	虐待防止
介護相談員	

介護予防
ケアマネジメント事業

介護予防事業対象者(旧特定高齢者)
に対するケアマネジメント(ケアプラン作成など)

※ なお、本年8月6日より、介護予防事業におけるケアプランについては、必要と認められる場合に作成できるものとし、ケアプラン作成の必要がない場合には施策前・施策後に事業実施担当者と情報共有することにより替えることができることとされた。

地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターの設置数は約4,000カ所であり、全ての保険者に設置されている。また、ブランチ・サブセンターを合わせると設置数は約7,000カ所となる。
- 地域包括支援センターの設置主体は、直営が約3割、委託が約7割となっている。

◎地域包括支援センターの設置数

地域包括センター設置数	4056か所
ブランチ設置数	2547か所
サブセンター設置数	400か所
センター・ブランチ・サブセンター合計	7003カ所

※地域包括支援センターは全ての保険者（1,618保険者）に設置されている。

※ ブランチ：住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口

※サブセンター：地域包括支援センターの支所として、地域包括支援センターの一部を行うもの

出典：厚生労働省調べ（平成21年4月現在）

◎地域包括支援センターの設置主体

設置主体	箇所	割合
直営	1,279	31.5%
うち広域連合等の構成市町村	130	3.2%
委託	2,729	67.3%
社会福祉法人（社協除く）	1,445	35.6%
社会福祉協議会	524	12.9%
医療法人	463	11.4%
社団法人	92	2.3%
財団法人	70	1.7%
株式会社等	64	1.6%
NPO法人	23	0.6%
その他	48	1.2%
無回答	48	1.2%
計	4,056	100.0%

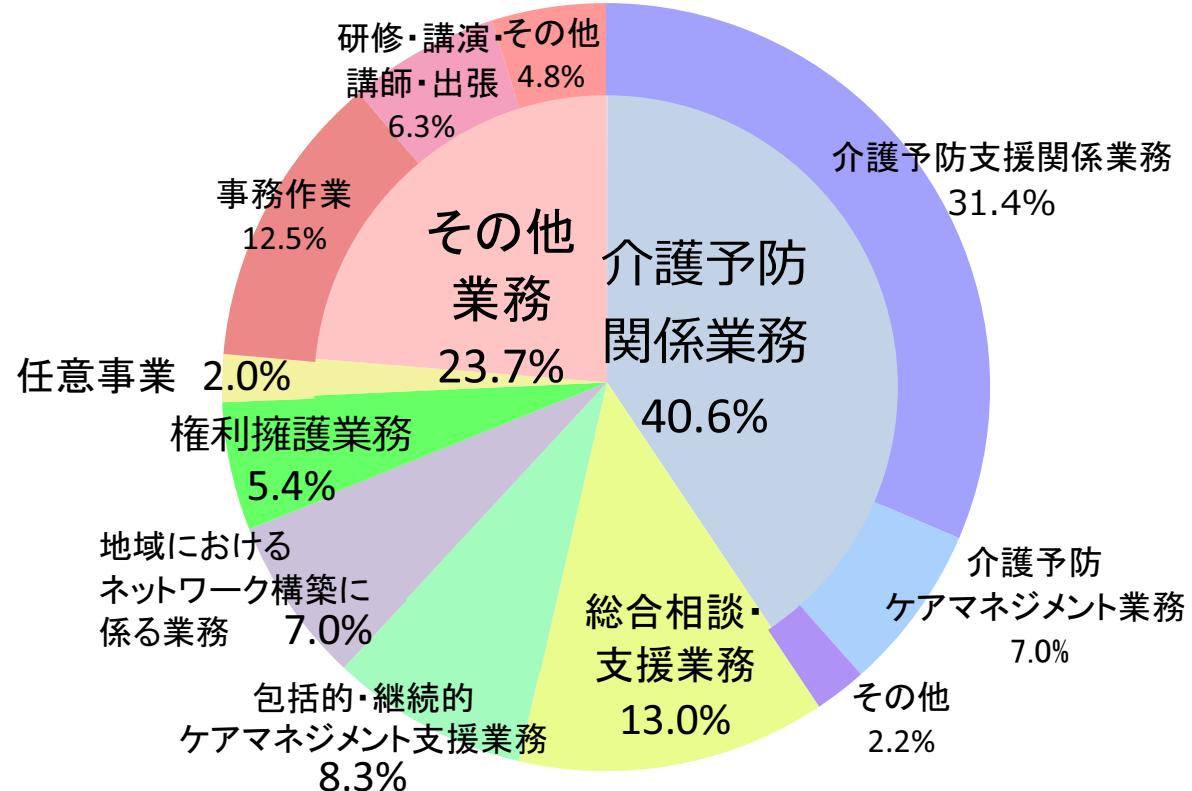
出典：厚生労働省調べ（平成21年4月現在）

地域包括支援センターにおける業務の実施状況

- 地域包括支援センターにおいては、約4割の時間を介護予防関係業務（介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援関係業務等）の実施に充てていた。
- なお、介護予防支援については、約34%が居宅介護支援事業所に委託されている。

※ なお、本年8月6日より、介護予防事業におけるケアプランについては、必要と認められる場合に作成できるものとし、ケアプラン作成の必要がない場合には施策前・施策後に事業実施担当者と情報共有することにより替えることとされた。

地域包括支援センターにおける時間別業務実施割合



介護予防支援の実施状況

介護予防支援実施件数	744,347件
うち居宅介護支援事業所への委託件数	255,108件
居宅介護支援事業所への委託割合	34.3%
指定介護予防支援業務に従事する職員数	18,293人
職員一人あたりの介護予防支援実施件数	26.7件

1センターあたりの介護予防支援実施件数	188.5件
うちセンターが直接実施した件数	123.9件

地域包括支援センターを巡るこれまでの主な指摘事項

①閣議決定等

○ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

「成長戦略実行計画(工程表)」「Ⅱ 健康大国戦略」

- ・ 公的保険サービスを補完し、利用者の多様なニーズに応える介護保険外サービスの利用促進策(地域における提供促進体制の構築強化を含む。)の検討・実施 【2010年度・2011年度に実施すべき事項】

○ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針(平成22年6月2日・構造改革特別区域推進本部)

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

【事項】地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限の撤廃

【検討の概要】介護予防全体の見直しを図る中で、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限のあり方についても検討し、平成23年度中に結論を得る。(社会保障審議会における議論が必要)

【実施時期】平成23年度中に結論

②研究会・団体等からの指摘事項

○ 地域包括ケア研究会報告書(平成22年3月)

- ・ 医療との連携など関係機関が広範囲にわたり、個々の介護支援専門員によるケアマネジメントでは効果的な支援が実現出来ないケースについては、介護サービス担当者、医療関係者、本人、家族、民生委員などを招集した地域ケア会議の開催等を通じて、管轄の地域包括支援センターが総合的な支援を行うことの意義は大きい。このため、関係機関を招集して地域ケア会議を開催するなど、地域包括支援センターが包括的なケアマネジメントを行えるよう、地域包括支援センターの権限の明確化を図るべきである。
- ・ 一方、上記に述べた地域包括支援センターの本来的機能を十分発揮できるよう、特定高齢者や要支援者に対するケアプラン作成業務は、地域の実情に応じて柔軟に業務委託できるようにすべきである。
- ・ 地域包括支援センターがその機能を十分に発揮するため、責任主体である市町村(保険者)が運営方針を明確化すべき⁷³である。

地域包括支援センターの機能強化に当たっての論点

指摘される課題

地域包括支援センターが、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(ケアマネ支援等)や総合相談支援業務を円滑に実施していくためには、地域の諸機関との間でネットワークを構築していくことが必要である。しかしながら、現在の地域包括支援センターは、こうしたネットワークを構築できていない場合が多いのではないか。

委託型の地域包括支援センターが多いが、保険者が委託型のセンターに業務を丸投げしている場合があるのではないか。委託型の場合でも、保険者がきちんと関与していくことが必要ではないか。

地域包括支援センターは、介護予防関係業務に忙殺されていて、総合相談支援業務や包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の本来業務を十分に実施できていないのではないか。介護予防関係の業務負担を軽減すべきではないか。

対応の方向性(案)

地域包括支援センターが、医療機関、インフォーマルケア等も含めた地域のネットワークを円滑に構築できるよう、環境整備を行う。

委託型の地域包括支援センターの運営に当たり、保険者が運営方針を明示することとする。

介護予防支援業務(要支援者に対するケアプラン作成)について、市町村・地域包括支援センターの主体的判断に基づき、委託可能とする。

※ なお、本年8月6日より、介護予防事業におけるケアプランについては、必要と認められる場合に作成できるものとし、ケアプラン作成の必要がない場合には施策前・施策後に事業実施担当者と情報共有することにより替えることができるうこととされた。

(参考) 地域包括支援センターにおけるワンストップサービスの提供

- 富士宮市の地域包括支援センターにおいては、高齢者に限らず、障害者や児童等支援を必要とする者からの相談を受け付け、必要な資源を持つ機関とのコーディネートを行っている。
- 地域包括支援センターの人員基準は満たした上で、独自に人員の上乗せをして対応を行っている。

